

移住支援金の該当確認フローチャート

※この支援金の該当者は、フローチャートの質問項目（1）～（4）の全てに該当する方です。

フローチャート凡例：該当する 

該当しない 

（1）移住元要件

鳥取市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に住民票をおいていた。

または、（※）東京圏に住民票をおき、東京23区内へ「雇用保険」の被保険者または個人事業主として通勤していた。

（なお、東京23区内の大学等に通学中に、東京圏（※1）に住民票をおき、東京23区内の企業に就職した者は、通学期間も、移住元の在住期間に含めることができます。）

対象外

鳥取市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に住民票をおいていた。

または、（※）東京圏に住民票をおき、東京23区内へ「雇用保険」の被保険者または個人事業主として通勤していた。

（ただし、東京23区内への通勤については、鳥取市に住民票を移す3か月前までを「連続して1年以上」の起算日とすることができます。）



※東京圏は、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県の区域のうち、次の「条件不利地域」を除いた地域です。

- ・ 東京都 : 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・ 埼玉県 : 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・ 千葉県 : 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・ 神奈川県 : 山北町、真鶴町、清川村

（2）移住先要件



移住支援金の申請時点で、鳥取市に住民票を置いてから3か月以上1年以内である。

対象外



鳥取市に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある。

（3）その他の要件



暴力団などの反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有していない。

日本人である。

または、外国人だが、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者など、定住者もしくは特別永住者のいずれかの永住資格がある。



ここまで全て該当する方は、次のページへ進んでください。

移住支援金の該当確認フローチャート

※この支援金の該当者は、フローチャートの質問項目（1）～（4）の全てに該当する方です。

（4）移住支援金の種類要件 ※就業・起業・テレワークのいずれかの項目の全てに該当する。

①（一般）就業の場合

勤務地が鳥取県内である。

鳥取県が移住支援金の対象として、「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト」に掲載している求人に応募して、就業した。
※当該求人が移住支援金の対象企業として、サイトに掲載された日以後に応募した場合に限ります。ご自身で分からぬ場合、**鳥取県立鳥取ハローワーク**（0857-51-0501）にご確認ください。

就業先企業は、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人ではない。

週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であり、就業から3か月経過している。

就業先企業に交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思がある。

転勤、出向、出張、研修などによる勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

②（専門人材）就業の場合

鳥取県の実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導的マッチング事業」を利用して就業した。

※事業については、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点【鳥取県立鳥取ハローワーク内】（0857-51-0501）にご確認ください。

勤務地が鳥取県内である。

週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であり、就業から3か月経過している。

就業先企業に交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思がある。

転勤、出向、出張、研修などによる勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

鳥取県の事業において、目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではない。

③テレワークの場合

所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した。また、移住先の生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。

所属企業から※国の交付金を活用した取組による資金提供を受けていないこと。
※デジタル田園都市国家構想交付金や地方創生テレワーク交付金

④起業の場合

鳥取県の起業支援金の交付決定を受けている。また、移住支援金の交付申請時に起業支援金の交付決定を受けてから1年以内である。

※起業支援金については、リンク先で確認ください。

①～④いずれかの項目の全てに該当する方は、次のページへ進んでください。

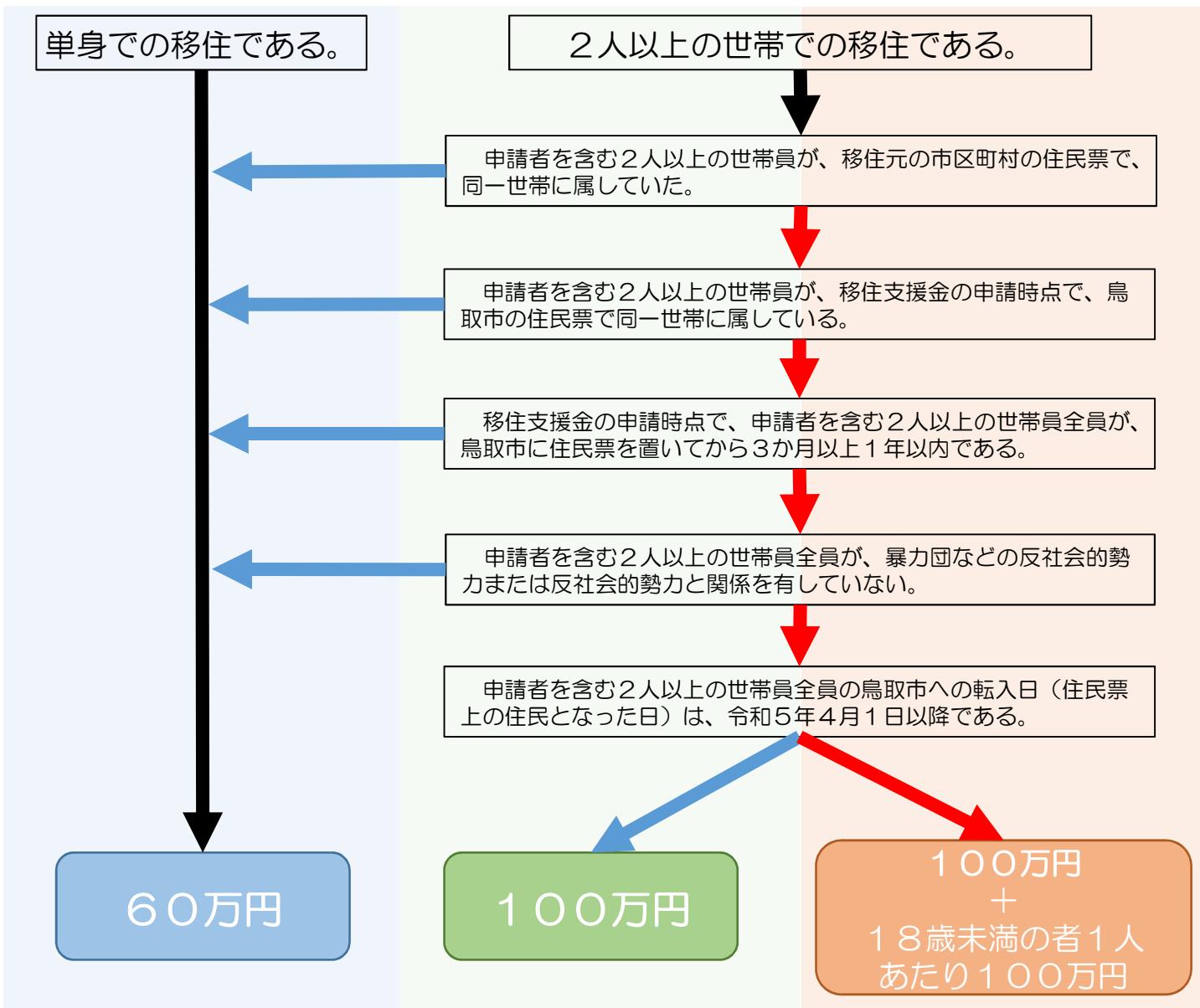
移住支援金の該当確認フローチャート

※この支援金の該当者は、フローチャートの質問項目（1）～（4）の全てに該当する方です。

フローチャート凡例：該当する →

該当しない →

（5）世帯に関する要件（支援金額の判定）



・鳥取市ふるさと移住支援金の申請には、事前に鳥取市地域振興課 定住促進・Uターン相談支援窓口（0120-567-464）に、相談登録が必要です。

また、予算の範囲内での交付となりますので、申請書類などを準備される前に、相談窓口までご相談ください。

・フローチャートで該当確認したことについて、申請書や添付書類（公的書類）で確認をいたします。申請書の記載方法や添付書類に関する相談も上記相談窓口までお尋ねください。

・移住者支援金の交付後に次の事項に該当する場合、返還が必要となります。

＜全額返還＞

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の交付申請書から3年未満に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定が取り消された場合

＜半額返還＞

移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合